中心市街地活性化ニュース
CITY CENTER VITALIZATION NEWS
2019.02.04
No.481

ふじえだ花回廊
藤枝市は花を活かしたまちづくりを進めています

第二種大店立地法特例区域の県初指定

～駅南口エリア、開発事業を後押し～

要約すると

- **１月２９日、県がＪＲ藤枝駅南地区の一部を「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」に指定**
- **県が指定済みの第一種特例区域に続き、第二種特例区域の指定も本市が初**

本市は１月２９日、静岡県からＪＲ藤枝駅南地区の一部を「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」に指定されました（担当課：商業観光課）。県が指定する第二種特例区域としては、本市が初となります。

この特例区域は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、大規模小売店舗立地法で定められた手続に特例措置を講じるためのものであり、市の要請を受けて県が指定しました。

対象区域は、田沼一丁目地内（アピタ藤枝店跡地）の約７，０００㎡で、第二種特例区域に指定されると大型店（対象：売場面積１，０００超の店舗）の出店に係る各種手続が大幅に免除されるため、届出日から手続きにかかる期間（通常８ヶ月程度）が大幅短縮（７ヶ月程度短縮）となる等、事業者の負担軽減が図られることから、本市では本特例区域により民間事業者への出店の動機付けを行い、賑わいづくりを後押しします。

対象区域：田沼一丁目地内（アピタ藤枝店跡地）

なお、本市では、平成２６年１０月２４日に前島一丁目の一部（ホテルオーレ、オーレ藤枝）が「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」として県から初めて指定されております。